

相澤造船罷業經過を報告し

併て請賢の同情に訴ふ

(一) 事件の發端

我々労働者は絶えず資本家の爲めに使はされ居ます。そして彼等の金儲けの手段に供せられ、飢ふか知ないかの境目をうろついて居ます。殊に當相澤造船所主の強欲非道な事は實に御談にたりません。彼は永く我々に對して當り主義を口にし主従道徳を誦吹して來ました。我々はまたお耻し話でありますが、彼に虚構れて居たのです。彼は戰時の好況時代に於ては、その所内の最高級者に對して月收貳百圓を給する事はなかつたのです。

殊に本年二月以來六月中旬に至りまして、我々職工全員の月收額を調べて見ますと、

最高月收	六三、六一
最低月收	一四、四〇
平均月收	三六、七五

と云ふ様な數字を示して居ます。一体こんな収入で我々は生活の出来得様な筈がありません。尚一例を申上るなれば停電、雨天の日等の如き折角電車賃を使つて出動して見ます。今日日は休みだと言ふ調子で追返します。それで一厘の日給も呉れません。甚しきに至ては午後二時半に停電し或は降雨だがあります。二時半に工場を閉鎖してそれで日給の六割五分しか支給して呉れません。又昨年十二月末六ヶ月労働の老雑役人夫を解雇するに當りまして一文の手當も支給しませんでした。そして所轄舟警察黨の注意で日給三日分を出すと事を約したと云ふ事が警察を偽つて一文もやりました。

何と云ふ不都合な不信な行爲でしょう、日本の民法は六二七條で二週分の手當を保証して居ます。それに三日分の手當を異れませぬ、何と云ふ強欲な仕打でしょう。

そこで我々は彼相澤若吉の濫權主義は結局誤明化してある事を明確に知りました。そして吾々は労働組合の必要を痛感し去る三月大阪造船労働組合に加盟し起て本月廿六日左記の要求を提出しました。

(二) 要求提出

- 一 解雇手続は六月末、三十五日、一年末、六月、十一月、毎月三十分を計算せしむること
- 二 解雇手続は六月末、三十五日、一年末、六月、十一月、毎月三十分を計算せしむること
- 三 解雇手続は六月末、三十五日、一年末、六月、十一月、毎月三十分を計算せしむること
- 四 全額上納して日給二圓半のこと
- 五 停電、雨天、地上相澤造船所の如き停電の場合には、往時五分を算し、船中事故、船主の爲め休業の時は半日分、午後五時の報告は、全額算出の事
- 六 罷業者對して一ヶ年労働日給二十日分三ヶ年以上三千日分を算する事。以上

然るに相澤造船所主は頑として之れを拒絶し、更に六月十日に工場閉鎖を断行して遂に我々を破滅しました。

我々はもう斯様な手には乗りません。吾々は益々結果を固め今日まで陸續して彼相澤若吉氏の反省を促す爲めに努力して來ました。此の間舟警察署長は我等の正當なる要求に同情し調停を試みましたが然し所主は言を左右に托して去たに要領を得ません。我々は此の上意隆出來ませ今度大に言論其の他有ゆる手段を以て戰闘を繼續します。必勝を期して職ぶ決心を固めました。悲いかな吾々は薄賚である。そこで我々は彌々持久戰の準備さして取敢き行商隊を組織し日用品を販賣してその利益を以て軍資金に充て彼れ相澤若吉氏の人間の良心の覺醒を促し働くまで初志の貫突に向て猛進する決意であります。赤くは我々の運動に對して御同情を願ひます。どうぞ吾々の賣る商品を買求めて下さい。そして吾々をして目的を達成せしむる様御援助を乞ふ。

大阪造船労働組合

相澤造船所従業員一同

大正十年六月廿三日